

妻と子の面会「年100日」約束

千葉家裁支部

親権、別居の夫に

別居している夫婦が娘(8)の親権と離婚をめぐつて争った訴訟で、千葉家裁で松戸支部(庄司芳男裁判官)は29日、離れて暮らす夫(43)を親権者とし、娘を夫に引き渡すよう妻に命じる判決を言い渡した。

判決によると、妻は2010年、夫に無断で娘を連れて実家に帰り、娘を夫に会わせることを拒否。夫は娘に会えなくなつた。

夫は、「自分が娘を引き取った場合、妻が娘と面会できる機会を隔週の週末や

年末など年間約100日確保する」という計画を家裁に提示。妻は、夫のために確保する面会を「月1回程度」とした。判決は双方の主張を比較し、「子が両親の愛情を受けて健全に育つには、夫を親権者にするのが相当」と判断した。

30日に記者会見した夫は「娘には双方の親から愛情を受けて育つ権利がある。100日の面会交流は負担

同居している親の意向が重視されてきた。双方の親の姿勢を比較し、もう一方の親も子育てに関われるよう配慮した方を親権者としたのは画期的だ」と評価した。

最高裁によると、14年に離婚について調停などが開かれた約1万9700件のうち、母親が親権者となる割合は約93%と、圧倒的に多い。棚村政行・早稲田大

教授(家族法)は「子どもの利益の観点から、面会交流に積極的な親を親権者に選んだのは、評価できる。『母親優先』の原則を修正したのも注目すべきだ。ただ、親権が移っても面会ができるまで実現されるかは不透明で、両方の親が養育に責任を持つ制度の実現に取り組むべきだらう」と話した。(千葉雄高、市川美里子)